

平成30年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月25日(木) 午後2時30分から午後3時34分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	5番	新井 勉
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員

4番	澁江修身
6番	立川勝美
12番	志賀喜一

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土澤正道

参事 向田一夫

農地調整係 係長 金子裕美

主査 飯塚康夫

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成30年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。 ただいまの出席委員は13名でございます。 なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号6番 立川勝美委員、議席番号12番 志賀喜一委員の3名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお本日は、農地利用最適化推進委員16名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、平成30年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 新井 勉委員、議席番号10番 本島光雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号と報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条479番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

次に、3条480番、481番、482番の3件につきましては、新た

に就農を希望している案件でございます。

それでは、はじめに、3条480番 契約内容は、賃借権の設定で、期間は10年です。賃料は〇〇円です。申請地までの距離は6km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、軽トラック1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、3条481番、482番の申請地と併せた許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしましたので、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

なお、本案件及び次の3条481番、482番につきましては、新規就農ということで、農地調整審査会に諮っております。この後、審査会担当班長の委員に結果報告をお願いしてございますので、よろしくお願いたします。

次に、3条481番 新規就農に係る2件目の案件でございます。契約内容は、先ほどと同様に、賃借権の設定で、期間は10年です。賃料は〇〇円です。申請地までの距離は6km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況等につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきます。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしましたので、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

次に、3条482番 新規就農に係る3件目の案件でございます。申契約内容は、先ほどと同様に、賃借権の設定で、期間は10年です。賃料は〇〇円です。申請地までの距離は6km、所要時間15分です。大農機具の所有状況等につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきます。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしましたので、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

次に、3条483番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は7km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック

1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は350日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

以上でございます。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条480番から482番については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

議案第1号3条480番から482番の案件について、審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

1月18日に、委員6名が出席して審査会を行いました。

3条480番から482番の案件についてご報告いたします。

本申請につきましては、賃借権の設定3件の申請になります。

申請地の現況は、いずれも特に問題ありません。

作付計画としましては、全てブルーベリーを栽培し、観光農園を開きたいというものです。

農業経験につきましては、会社勤めの傍ら7年間、自宅でブルーベリーの栽培を趣味として行っており、そして、観光農園の経営や栽培方法についても、他県にあるブルーベリーの観光農園にも何度か足を運び、知識を深めております。

許可が得られましたら、現在、自宅敷地内で栽培している約500株のブルーベリーで営農を開始するという計画になっております。

販売先としましては、観光農園としての摘み取り、そして、就農後に観光農園に併設する予定の直売所及びインターネット等での販売を予定しております。

申請人は、ブルーベリーの観光農園で中山間地域の農業を盛り上げたいという意欲があり、地域の担い手として活躍が期待されます。

それから、この場所ですけれども、ちょうど、ゴルフ場が二つ大きいところがすぐ近くにありまして、近くを通る観光客の方も結構いらっしゃるようです。ですので、今後、観光農園としてうまくやっていけるのではないかと私達も判断いたしました。審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、ご報告のとおりであります。

これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条105番について報告します。

本申請は、農業用倉庫及び駐車場として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「宅地」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「山林」です。

排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種

農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「農業用倉庫及び駐車場」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われる。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。続きまして、4条106番について報告します。

本申請は、農業用施設として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「市道幅員20m」、北は「宅地」です。

排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流」、雨水は、「敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当します。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条542番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域は「農用地外」で、都市計画区域は「市街化調整区域」です。

周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「宅地」、南は「県道幅員16m」、北は「宅地」です。

排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が資材置場であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。続きまして、5条543番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員4m」、西は「畑」、南

は「市道幅員 4 m」、北は「認定外道路幅員 3 m」です。

排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続」雨水は、「敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第 1 種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第 3 3 条第 4 号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5 条 5 4 4 番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「市道幅員 4 m」、南は「市道幅員 6 m」、北は「宅地」です。

排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第 2 種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「周辺の土地に立地することができない、代替地が無い場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま

す。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。次に、5 条 5 4 5 番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員 1 6 m」、西は「畑」、南は「畑」、北は「宅地」です。

排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続」、雨水のみ、「敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第 1 種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。次に、5条546番について報告します。

本申請は、自宅兼事業敷地拡張のため転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域は「農用地外」で、都市計画区域は「市街化調整区域」です。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員5m」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「畑」です。

排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条547番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域は「農用地外」で、都市計画区域は「市街化調整区域」です。

周辺の状況は、申請地は「畑・田」、東は「用悪水路」、西は「市道幅員5m」、南は「宅地・畑」、北は「畑」です。

排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない、代替地が無い場合」に該当します。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。次に、5条548番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域は「農用地外」

で、都市計画区域は「市街化調整区域」です。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「畑」です。

排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について。次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地377番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地となっております。願出地の東、西、南には畑がありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。

平成30年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時34分閉会